

第五十六号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

平成二十九年九月二十一日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 元江戸川区民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の総額 四十八万九千七十七円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 七万七千四百六十円

債権発生日 平成二十五年十二月十六日

債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

六号）第一百五十九条

(二) 債権イ 債権の額 九万九百六十円

債権発生日 平成二十五年十二月十六日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

(三) 債権ウ 債権の額 三十二万六千五百七十七円

債権発生日 平成二十六年二月十二日

債権発生理由 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四

号）第六十三条

三 放棄する理由

債務者が平成二十六年一月二十二日に死亡し、当該債務者の法定相続人全員が相続放棄したことにより、債権を回収する見込みがないため。

(説明)

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。